茂原市立中学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

(名称及び位置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条において準用する同法 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条において準用する同法 第38条の規定により市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおり とする。

改正後

名称	位置
茂原市立東中学校	茂原市東郷301番地
茂原市立冨士見中学校	茂原市押日1468番地
茂原市立茂原中学校	茂原市高師427番地
茂原市立南中学校	茂原市上永吉1185番地2
茂原市立本納中学校	茂原市本納1623番地
茂原市立早野中学校	茂原市早野206番地1

現行

(名称及び位置)

第38条の規定により市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおり とする。

名称	位置
茂原市立東中学校	茂原市東郷301番地
茂原市立冨士見中学校	茂原市押日1468番地
茂原市立茂原中学校	茂原市高師427番地
茂原市立南中学校	茂原市上永吉1185番地の2
茂原市立本納中学校	茂原市本納1623番地
茂原市立早野中学校	茂原市早野206番地の1
茂原市立西陵中学校	茂原市緑ヶ丘1丁目53番地

この条例は、平成32年4月1日から施行する。